

美山漁業協同組合遊漁規則の変更について

1 変更の概要

- ・ ルアー及び毛針専用区の設定
- ・ あまご日券の遅延販売

2 新旧対照表

変更前					変更後				
(遊漁の方法) 第 3 条 次の表のア欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれイ欄に掲げる方法によりウ欄の統数又は規模の範囲内においてエ欄の区域及びオ欄の期間中でなければならない。					(遊漁の方法) 第 3 条 次の表のア欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれイ欄に掲げる方法によりウ欄の統数又は規模の範囲内においてエ欄の区域及びオ欄の期間中でなければならない。				
ア魚種	イ方法	ウ統数又は規模	エ区域	オ期間	ア魚種	イ方法	ウ統数又は規模	エ区域	オ期間
あ ゆ	略	略	略	略	あ ゆ	略	略	略	略
こ い ふ な う な ぎ は え	竿釣 手釣	略	略	略	こ い ふ な う な ぎ は え	竿釣 手釣	略	略	略
ます類 (あまご いわな やまめ にじます)	竿釣 手釣	略	全区域 ただし、濃密 放流区(特別 区)は別に定 める	略	ます類 (あまご いわな やまめ にじます)	竿釣 手釣	略	全区域 ただし、濃密 放流区(特別 区)、 <u>ルアー 及び毛針専 用区</u> は別に 定める	略
	<u>新設</u>	<u>新設</u>	<u>新設</u>	<u>新設</u>		<u>竿釣 (ルアー、毛 針に限 る)</u>	<u>1人1竿</u>	<u>ルアー及び 毛針専用区 は組合が定 めて公表す る</u>	<u>ルアー及び毛針 専用区は3月1 日から9月30日 の期間内におい て組合が定めて 公表する期間</u>
かわよし のぼり	略	略	略	略	かわよし のぼり	略	略	略	略
全魚種	略	略	略	略	全魚種	略	略	略	略
中略					中略				

<p>(遊漁料の額及び納付の方法)</p> <p>第7条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 あゆ<u>漁</u>の遊漁承認証については、組合が定めて公表する期間内は日券を発売しない。</p> <p>4 略</p>	<p>(遊漁料の額及び納付の方法)</p> <p>第7条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 あゆ<u>及びます類</u>の遊漁承認証については、組合が定めて公表する期間内は日券を発売しない。</p> <p>4 略</p>
---	---